

発議案第20号

八千代市税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成24年6月14日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一	㊞
賛成者	八千代市議会議員	原 弘 志	㊞
	同	橋 本 淳	㊞
	同	松 崎 寛 文	㊞

提案理由

本年3月26日に公布され、同日に施行された八千代市税条例附則第18条の9（個人の市民税の税率の特例）は、市民の税負担が個人市民税均等割非課税の市民を除き一律に2年後から10年間強制的に引き上げられる内容であるにもかかわらず、議案上程前も上程後も市民への事前の十分な説明や意見聴取、公聴会の開催もないまま、他の改正項目と一括で提案され、可決された。一部の自治体では、この項目の改正議案の上程は3月議会では見送られている。以上のように、本年3月の同条例改正のうち、2年後から10年間の個人市民税均等割の一律500円引き上げ決定は、市民への十分な説明と意見聴取等を経てからにすべきなので、同条例から附則第18条の9を削除することが必要であり、その旨八千代市税条例の一部を改正いたしたい。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市税条例の一部を改正する条例

八千代市税条例（昭和29年八千代市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第18条の9（個人の市民税の税率の特例）を削除する。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。